

景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定方針

4

1 景観重要建造物の指定の方針

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、市民に親しまれている建造物や産業遺産など、川崎の歴史等を語る上で重要であり、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物について、所有者の意見を聴いた上で景観重要建造物として指定します。

2 景観重要樹木の指定の方針

地域の自然、歴史、文化等からみて、樹形や樹高が景観上の特徴を有し、市民に親しまれている樹木や伝承のある樹木であり、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、所有者の意見を聴いた上で景観重要樹木として指定します。

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

5

1

屋外広告物に関する行為の制限の策定方針

屋外広告物は、良好な景観を形成するための重要な要素であることから、景観計画特定地区のうち、屋外広告物が周囲の景観に対して与える影響が大きいと認められる地区は、川崎市屋外広告物条例に定める一般的な基準に加えて、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限を定めるものとします。

2

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限

景観法第8条第2項第5号イに基づく屋外広告物の表示等に関する行為の制限は、景観計画特定地区ごとに定めています。各地区の行為の制限の内容は、市にお問い合わせください。

景観重要公共施設の整備及び 良好な景観の形成に関する事項

6

1 景観重要公共施設の指定の方針

本市の景観形成において特に重要な役割を果たす公共施設を、次の指定方針を踏まえるとともに、施設管理者等の同意に基づき、景観重要公共施設として指定し、整備及び良好な景観の形成に関する事項を定めるものとします。

-1 指定方針

- ア 本市の景観の骨格を形成する都市拠点や景観軸などの一部を構成する公共施設
(例) 都市拠点や景観計画特定地区内、また、多摩川軸、多摩川崖線軸、多摩丘陵軸、東京湾軸及び二ヶ領用水軸内の公共施設など
- イ 地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設

-2 公共施設の種類別の指定方針

景観重要公園・緑地の指定方針

- ア 緑の基本計画等に位置づけている公園・緑地で、特に重要なもの
- イ 整備済みの公園・緑地で、地域の景観形成の先導的な役割を果たしているもの

景観重要道路等の指定方針

- ア 拠点駅の駅前広場や拠点駅への動線で、景観に配慮した整備が特に必要なもの
- イ 整備済みの道路等で、地域の景観形成の先導的な役割を果たしているもの

2 景観重要公共施設の整備及び 良好な景観の形成に関する事項

景観重要公共施設に指定されている公共施設及び景観法第8条第2項第5号ロに基づく各景観重要公共施設の整備等に関する事項は、市にお問い合わせください。

景観形成の推進方策

7

1 景観計画の運用について

-1 景観計画の策定にあたって

景観法に定められている諸制度を活用するため、市全域を景観計画区域とする景観計画としました。市全域の景観計画を策定するにあたり留意した事項などを次に示します。

届出要件の詳細化

現行条例に基づく大規模建築物等の届出を法に基づく届出に移行します。また、届出要件を詳細化し、良好な景観の形成に影響を及ぼすことが考えられる建築行為等についての届出強化を図りました。

市全域を対象とする行為の制限

市全域を景観計画区域とし、市全域を対象とした行為の制限（変更命令可能）として色彩の基準を定めました。

景観計画特定地区の制定

景観計画区域内の特定の地区の計画として個別に区域設定をする「景観計画特定地区」を制定し、地区の特性に応じたより具体的な行為の制限等を定めます。地域の景観の形成を先導していく地区や本市の景観の骨格の一部を構成する重要な地区などについて指定をめざし、法に基づき届出や行為の制限等を行います。

法に定められている諸制度を活用するための枠組みの整理

景観重要建造物・樹木の指定の方針、屋外広告物の表示等の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する方針を定め、今後、具体的に位置づけることを可能とする枠組みを整えました。

また、関係機関や施設管理者との協議をすすめ、制度の実質的な運用をめざします。

景観計画の適時更新

景観計画の運用にあたっては、土地利用の変化、市民意識の高まり、景観に係わる材料や製品の技術革新などの景観形成に関する環境の変化を踏まえて、景観計画策定後も継続して検討を進め、適時更新を図ります。

1 景観計画の運用について

-2 景観計画の展開と他制度との連携

景観法の効果的な運用を図るために、景観法諸制度の積極的な活用を図ります。また、景観法施行に伴い改正された関連法とあわせ総合的に景観形成を推進するとともに、多様な景観形成の手法を地域の特性に合わせ柔軟に活用します。

都市景観形成地区の景観計画特定地区への移行

都市拠点における都市景観形成地区については、各地区の調整状況に応じ、協議会の調整、関係住民への周知を図り、「景観計画特定地区」への移行をめざします。

景観計画特定地区の指定拡大等

「景観計画特定地区」の指定の拡大をめざすとともに、特に景観計画に規定されている本市の骨格を成す「景観軸」などについては、ガイドラインの作成などを行い、地区の特性に応じた景観形成のあり方を検討します。

景観重要建造物・樹木の指定

指定方針に則り、景観重要建造物・樹木の指定をめざします。

屋外広告物の行為の制限及び屋外広告物条例との連携

良好な景観形成を誘導する上で必要な基準等を定めるとともに、屋外広告物条例との連携を図ります。

景観重要公共施設の指定

施設管理者との調整を図り、具体的な施設の指定を積極的に行います。特に現在整備中あるいは整備を予定している公共施設についての指定をめざします。

景観地区の導入

景観計画に位置づけされている景観軸や都市拠点などで、本市の都市計画において、市街地の良好な景観の形成を図るため、根幹的な都市景観の形成が求められる地区を都市計画制度の景観地区を活用し、より担保性の高い景観誘導を図ります。

地区計画制度の活用

地区の計画的整備と良好な都市景観の形成が同時に求められる地域においては、地区計画制度を活用して適切な景観誘導を図ります。

特別緑地保全地区等の活用

市街地の良好な景観を形成する緑を保全するため、特別緑地保全地区等の制度を活用し、緑の保全を図ります。

都市景観形成地区、景観協定、建築協定、緑地保全協定などの活用

市民主導で景観形成を進める地区については、景観協定、建築協定、緑地保全協定などの緩やかなルールの導入と住民間での合意形成を図るプロセスを重視し、身近な景観に対する意識の共有化を図ることをめざします。

臨海部色彩ガイドラインに配慮

多摩川景観形成ガイドラインに配慮

まとまった緑の保全

特別緑地保全地区の指定
緑地保全協定の締結

市民主導の身近なまちの景観形成

都市景観形成地区の活用
景観協定の活用

都市拠点、景観軸の景観形成

景観計画特定地区の指定
景観重要公共施設の指定
屋外広告物の制限
景観地区、地区計画の指定



2 公共施設の景観形成方針

良好な都市景観の形成を進めるためには、道路や河川などの公共施設の設えにおいて、先導的な役割を果たすことが必要です。特に本市の景観の骨格を成す5つの景観軸と9つの都市拠点においては、公共施設管理者との調整により景観形成の視点にたった積極的な取り組みに努めます。

快適な道路空間づくり

快適で魅力的な道路空間の創出が都市のイメージを高めることから、電線類の地中化の推進、ストリートファニチャーの整備、ポケットパークの創出など、地域特性や状況に応じ、公共施設による景観整備に努めます。

また、川崎の歴史・文化性を活かした、わかりやすい公共サインの整備をすすめ、道路空間の魅力向上に努めます。さらに市の景観形成において特に重要な役割を担うものについては、施設管理者と連携し景観重要道路に位置づけ、景観に配慮した整備に努めます。

橋梁や道路、鉄道等の高架橋の景観づくり

多摩川を渡る大型の橋梁においては、川崎の玄関口として、象徴的な修景を図り、河川の広がりを背景とするランドマークとなるよう努めます。また、河川の緑豊かな広がりや多摩川崖線などを眺望する地点として、舗装や照明等も橋梁と一体的にデザインし親しみやすい歩行者空間づくりに努めます。

また、視覚的に分断しがちな高架橋は、積極的に修景を図り、周辺の景観に調和するような配慮に努めます。また、高架下では、橋脚や桁裏の修景を図るなど、暗い空間とならないよう工夫し、景観上の配慮に努めます。

多彩な水辺景観づくり

港、河川、用水の親水空間の整備等や親しみのある多様な水辺環境の創出に努めます。特に、多摩川及びニヶ領用水沿いについては、水に親しめる歩行空間の整備に努めます。また、東京湾軸においては、本市を象徴する産業景観が形成されており、民間企業との連携により、工場や物流施設と港湾施設が調和した活力ある海辺景観の創出に努めます。

市街地の緑化促進と緑地の適切な管理

市街地における緑化の推進を図るため、公共施設では積極的な緑化に努めます。また、市の景観に大きな影響を与える多摩川崖線を構成する緑地の適切な管理に努めます。

景観形成の先導的役割を果たす建物づくり

都市景観形成の先導的役割を果たす公共施設は、周辺景観との調和に十分配慮した魅力的なデザインとするよう努めます。

公共スペース景観形成ガイドラインの活用

公共スペース景観形成ガイドラインを活用した公共施設整備に努めます。市民による主体的な景観づくりの取り組みに対する支援制度の充実を図ります。また、必要に応じて専門家を派遣し、アドバイスを求められる体制づくりなどに取り組みます。

3 推進体制の構築

良好な街なみの景観形成のためには、公共事業や大規模開発による景観整備とともに、身近な地域の景観づくりの取り組みも必要です。様々な景観形成の取り組みを効果的に推進するためには、市民・NPO・事業者・行政が協働で取り組むことが重要であり、そのための環境づくりに努めます。

-1 行政の推進体制の整備

公共施設整備や開発事業にあわせ、効果的に景観整備を進めるため、第三者の専門的知識の活用や行政内部の調整を横断的に行える体制づくりを推進します。

-2 市民・NPO・事業者への支援制度の充実

都市景観形成協力者表彰の継続実施

都市景観形成協力者表彰の継続的な実施により、都市景観の形成に貢献する市民・NPO・事業者等の活動を表彰するとともに、様々な活動主体を有機的に結びつける支援を行います。

デザイン提案制度の充実

現在運用しているデザイン提案制度の充実を図ります。

シンポジウム、講演会の開催

シンポジウム、講演会の開催のほか、セミナーの開催等を継続的に実施します。また、市民・NPOによるシンポジウムの開催等、市民主体の啓発活動を支援します。

景観形成に係わる市民活動の支援

市民による主体的な景観づくりの取り組みに対する支援制度の充実を図ります。また、必要に応じて専門家を派遣し、アドバイスを求められる体制づくりなどに取り組みます。

-3 景観計画の市民への周知

景観計画の周知に努め、景観形成に対する市民意識の向上をめざします。

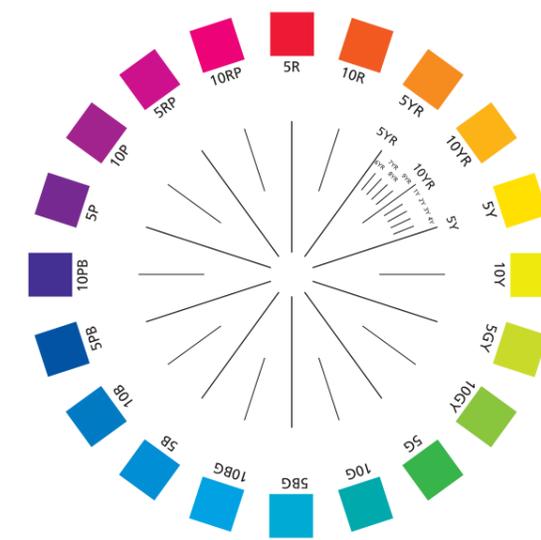
1 マンセル表色系について

一般的に色彩は、赤や青、黄などの色名で表現されます。しかし、色名による表現には捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、川崎市景観計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」はひとつの色彩を「色相（しきそう）」、「明度（めいど）」、「彩度（さいど）」という3つの属性の組み合わせによって表します。

色相・明度・彩度について



色相

色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

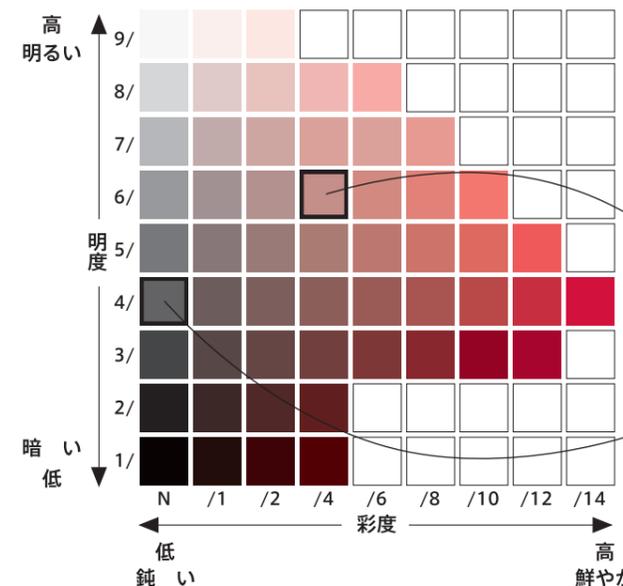
明度

明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

彩度

彩度は、あざやかさを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は16程度です。

[5R のカラーチャート]



マンセル記号

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R6/4のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色は、N4のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。

5R	6	/	4
色相=色合い 5 アール	明度=明るさ 6	の	彩度=鮮やかさ 4
→			
N	4		
無彩色 エヌ	明度=明るさ 4		
→			

2 「基本とする色彩」と「行為の制限」のカラーチャート

資料編

海のゾーン

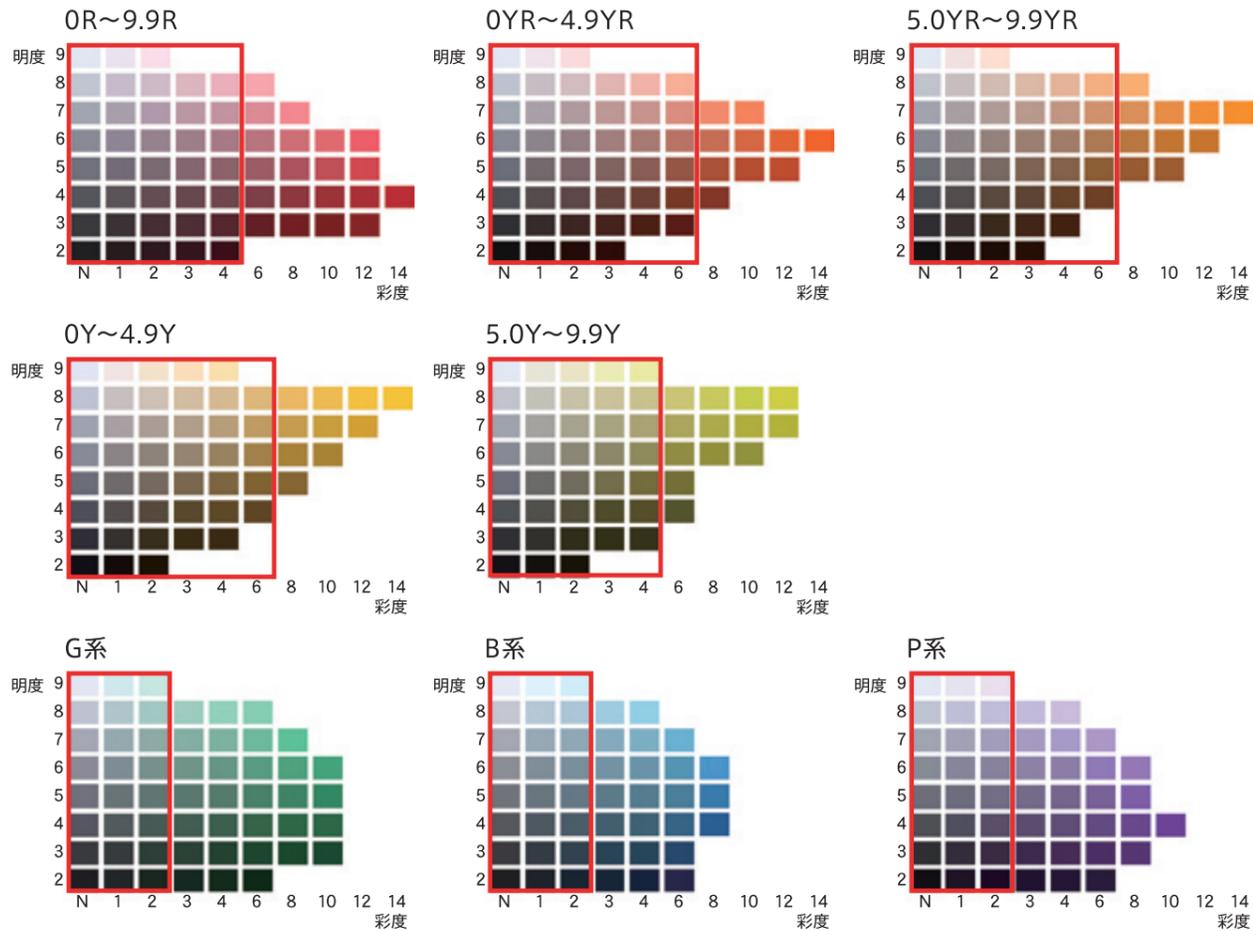


基本とする色彩

海のゾーンにふさわしい調和がとれた景観の形成をめざすため、建築物等の外観の基調となる色彩は右の表に示す色彩を基本とします。

*カラーチャートについて
 ・赤枠で囲んでいる範囲が、「基本とする色彩」の範囲を示しています。
 ・「その他の色相」は、GY系・G系・BG系・B系・PB系・P系・RP系のうち代表して、G系・B系・P系のカラーチャートを例示しています。
 ・印刷のため、実際の色彩とは異なる場合があります。

色相		明度	彩度
R系	OR - 9.9R	—	4以下
YR系	OYR - 9.9YR	—	6以下
Y系	OY - 4.9Y	—	6以下
	5.0Y - 9.9Y	—	4以下
その他の色相		—	2以下



資料編

水のゾーン

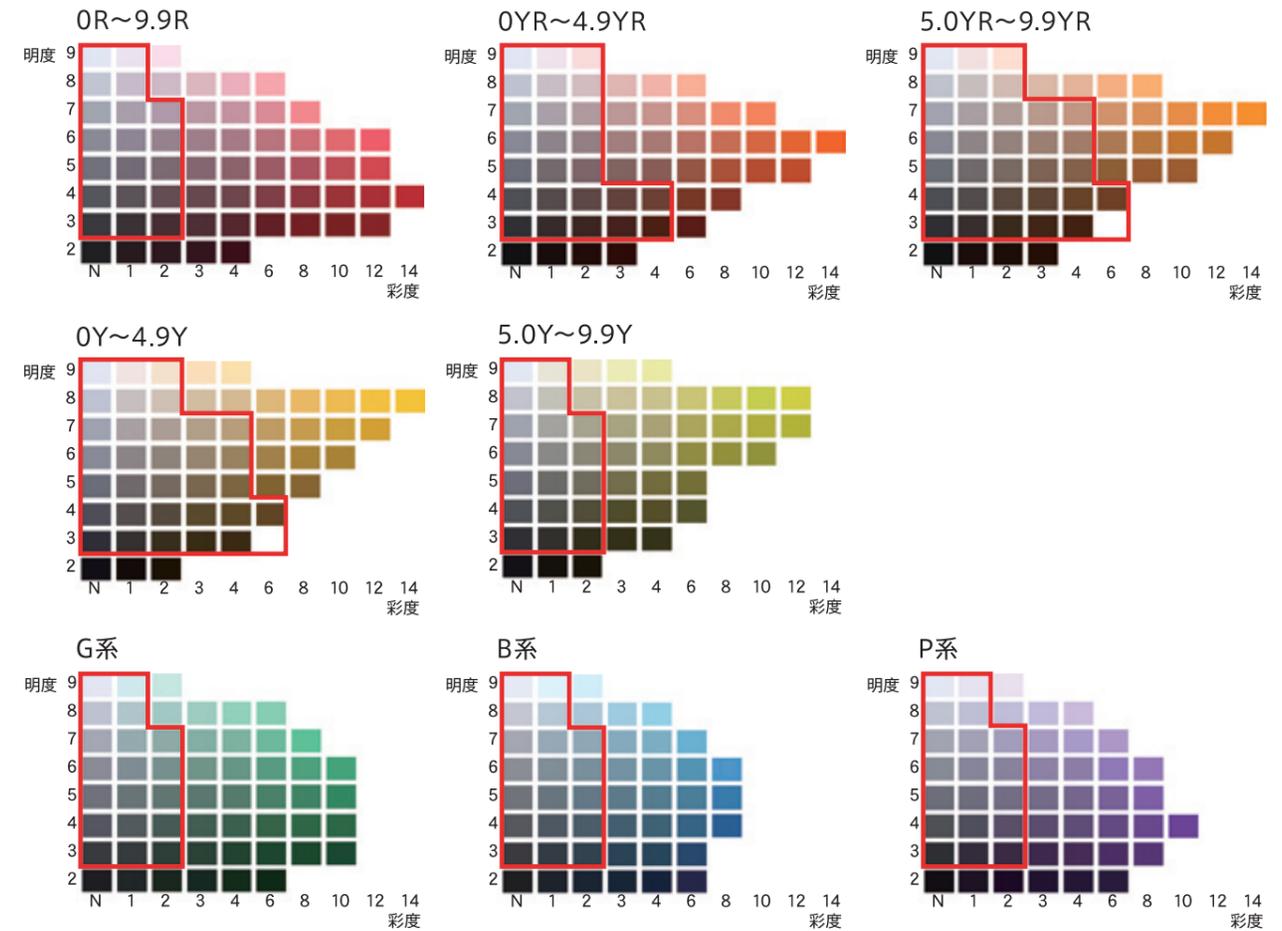


基本とする色彩

水のゾーンにふさわしい調和がとれた景観の形成をめざすため、建築物等の外観の基調となる色彩は右の表に示す色彩を基本とします。

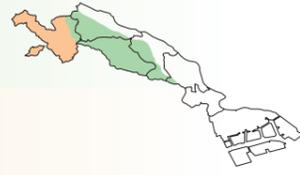
*カラーチャートについて
 ・赤枠で囲んでいる範囲が、「基本とする色彩」の範囲を示しています。
 ・「その他の色相」は、GY系・G系・BG系・B系・PB系・P系・RP系のうち代表して、G系・B系・P系のカラーチャートを例示しています。
 ・印刷のため、実際の色彩とは異なる場合があります。

色相		明度	彩度
R系	OR - 9.9R	8以上 3以上8未満	1以下 2以下
YR系	OYR - 4.9YR	5以上 3以上5未満	2以下 4以下
	5.0YR - 9.9YR	8以上 5以上8未満 3以上5未満	2以下 4以下 6以下
Y系	OY - 4.9Y	8以上 5以上8未満 3以上5未満	2以下 4以下 6以下
	5.0Y - 9.9Y	8以上 3以上8未満	1以下 2以下
その他の色相		8以上 3以上8未満	1以下 2以下



緑のゾーン

農と緑のゾーン



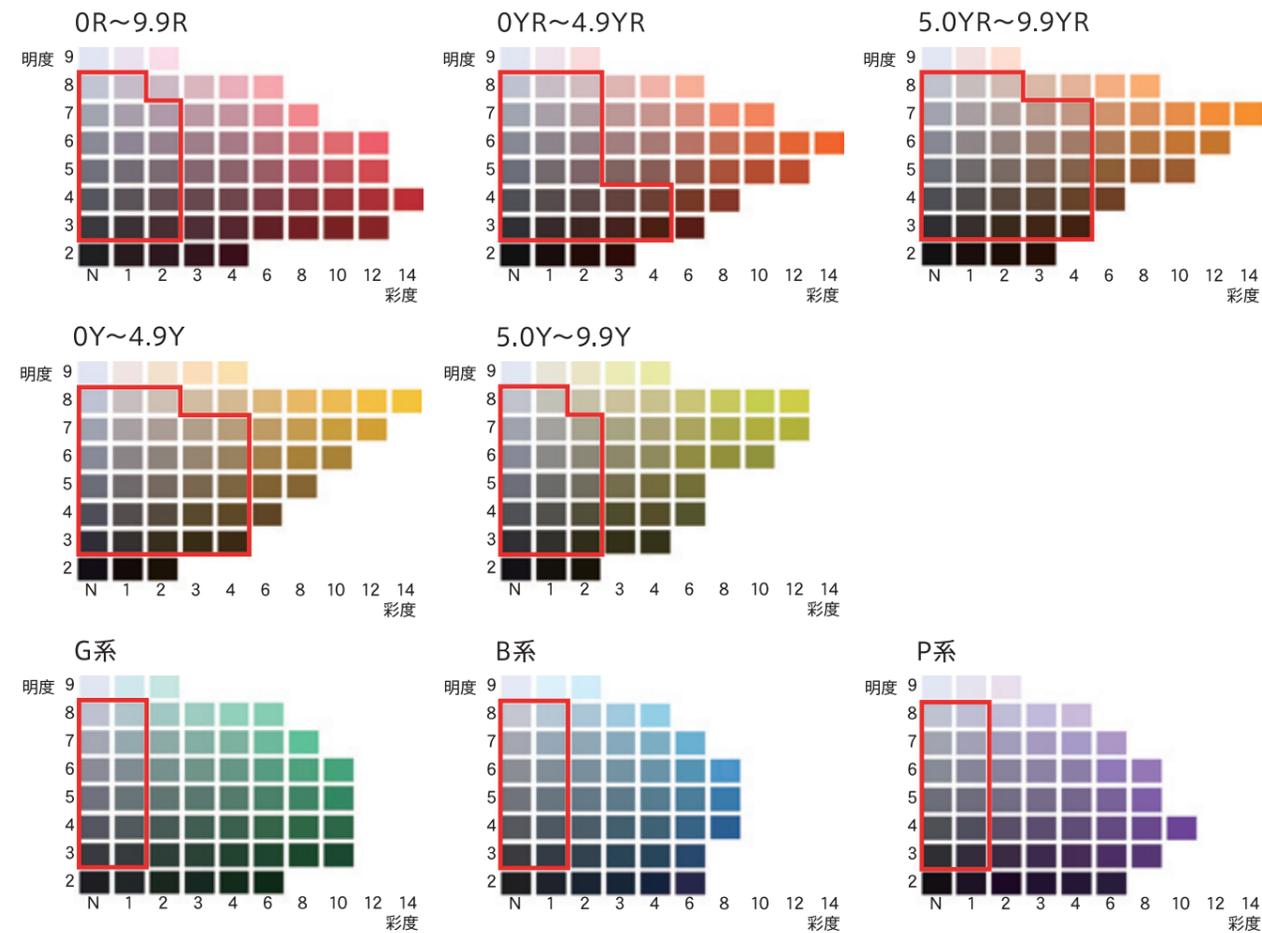
基本とする色彩

緑のゾーン及び農と緑のゾーンにふさわしい調和のとれた景観の形成をめざすため、建築物等の外観の基調となる色彩は右の表に示す色彩を基本とします。

*カラーチャートについて

- ・赤枠で囲んでいる範囲が、「基本とする色彩」の範囲を示しています。
- ・「その他の色相」は、GY系・G系・BG系・B系・PB系・P系・RP系のうち代表して、G系・B系・P系のカラーチャートを例示しています。
- ・印刷のため、実際の色彩とは異なる場合があります。

色相		明度	彩度
R系	0R～9.9R	8以上9未満	1以下
		3以上8未満	2以下
YR系	0YR～4.9YR	5以上9未満	2以下
		3以上5未満	4以下
	5.0YR～9.9YR	8以上9未満	2以下
		3以上8未満	4以下
Y系	0Y～4.9Y	8以上9未満	2以下
		3以上8未満	4以下
	5.0Y～9.9Y	8以上9未満	1以下
		3以上8未満	2以下
その他の色相		3以上9未満	1以下



行為の制限（市全域）



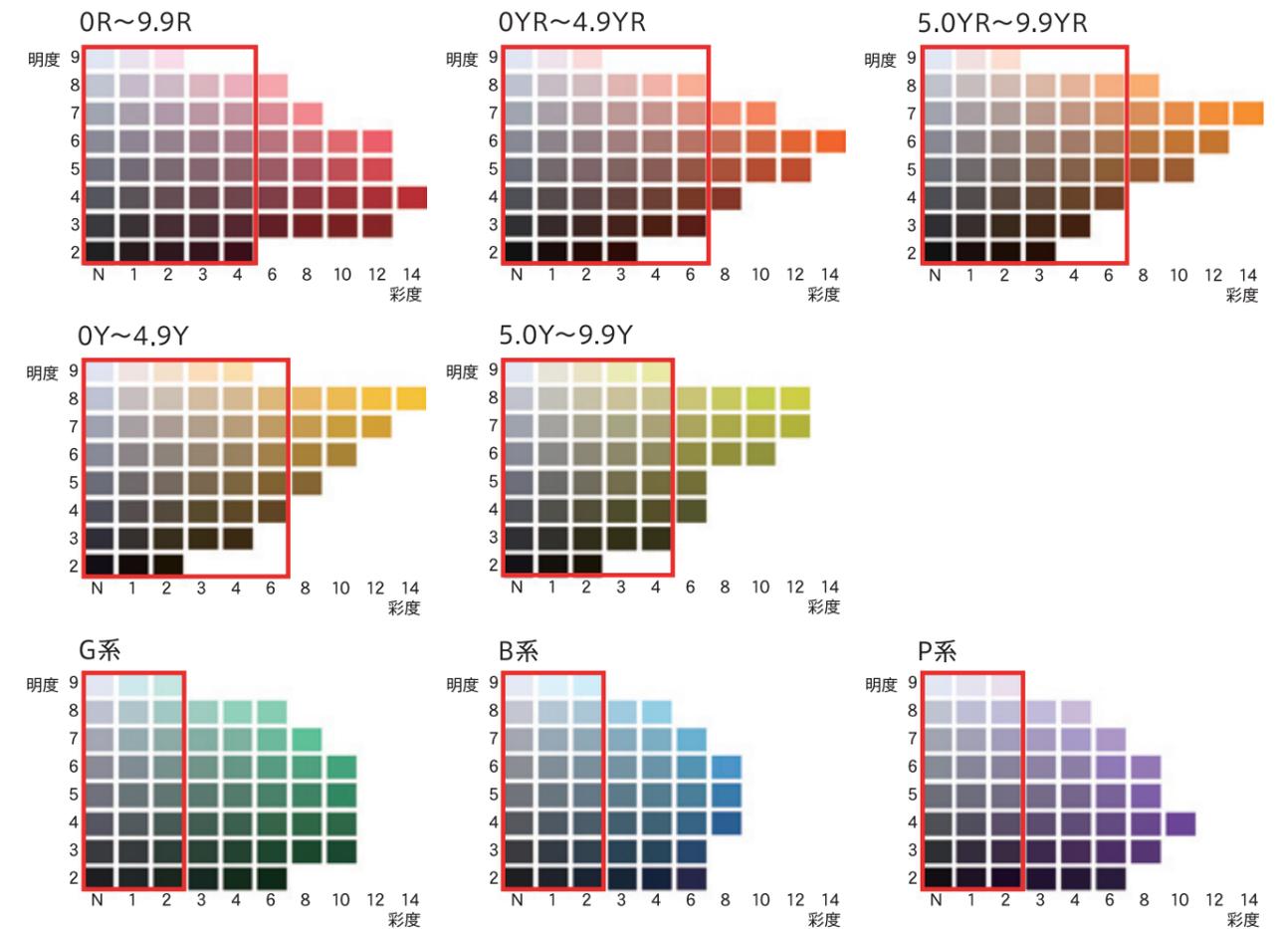
行為の制限

行為の制限に定めた色彩基準は、景観法第8条第2項第3号に基づく制限であり、届出の対象となる物件に対して適用されます。定めた範囲を超えた場合、勧告や変更命令の対象となります。

*カラーチャートについて

- ・赤枠で囲んでいる範囲が、「行為の制限」の範囲を示しています。
- ・「その他の色相」は、GY系・G系・BG系・B系・PB系・P系・RP系のうち代表して、G系・B系・P系のカラーチャートを例示しています。
- ・印刷のため、実際の色彩とは異なる場合があります。

色相		明度	彩度
R系	0R～9.9R	—	4以下
YR系	0YR～9.9YR	—	6以下
Y系	0Y～4.9Y	—	6以下
	5.0Y～9.9Y	—	4以下
その他の色相		—	2以下



3 用語解説

【あ行】

アイストップ	人の視線を留めるポイントとなるもの。道路空間においてT字路の突き当たりの部分や公園・広場などにおいて、求心性のある中心部分のこと。
---------------	---

アイデンティティ	独自性、固有性、主体性などと訳される。本書では、「その街に住む人々が共通の認識として持っている誇れる街らしさ」のこと。
-----------------	---

アクセントカラー	建築物の外観の基調となる色に対して、対比が強く、小さい面積でポイントとして使用する色のこと。
-----------------	--

アプローチ	門から玄関までの通路。本書では、建築物までの導入空間のこと。
--------------	--------------------------------

意匠	デザインや装飾をさし、建築物の形状や色彩などにより工夫された部分のこと。
-----------	--------------------------------------

NPO	Non Profit Organization (民間非営利法人組織) の略。環境・福祉など非営利活動を行う市民団体の総称。平成 10 (1998) 年に特定非営利活動団体に法人格を付与する「特定非営利活動促進法」が施行された。
------------	--

LED	発光ダイオード。光の三原色 (赤、緑、青) を含め、様々な色を表現できる。近年では、長寿命、省エネ、省資源などの長所があるため、信号機、照明、広告物など様々な分野で使われるようになっているが、激しい点滅や色の変化など街なみに調和しない使われ方も目立つ。
------------	--

遠景	遠くに眺める景観のこと。稜線などの地形のアウトラインや空を背景としたスカイラインが際立って認識される景観のこと。街なみや山なみとして見ることができる。
-----------	---

エントランス	建築物の入り口のこと。玄関。
---------------	----------------

オープンスペース	街の中の公園、河川空間、広場、その他公共空地、民有地を問わず、人々に開放されたゆとりの空間のこと。
-----------------	---

屋外広告物	「屋外広告物法」に基づき、常時又は一定の期間継続して屋外で表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
--------------	--

屋外広告物条例	「屋外広告物法」に基づき、美観風致の維持と公衆に対する危害を防止するために必要な基準を定めた条例。昭和 46 年 12 月制定 (昭和 46 年市条例第 77 号)。
----------------	---

【か行】

街区	市街地で、道路に囲まれた一つの区画のこと。
-----------	-----------------------

外構	建築物の外回りや周囲の塀、門扉、垣などの屋外の構造物や植栽の総称のこと。
-----------	--------------------------------------

回遊性	散策などによる巡りやすさのこと。
------------	------------------

基調色 (基調となる色彩)	建築物等の外観に中心となって使われている色のこと。
----------------------	---------------------------

区画整理	「土地区画整理法」に基づき、整備が必要とされる市街地において一定の区域内で、土地所有者等からその所有土地等の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供してもらい、これを道路・公園などの公共施設用地に充て整備することにより、残りの土地 (宅地) の利用価値を高め、健全な市街地とする事業のこと。
-------------	--

景観協定	「景観法」に基づき、建築物、工作物、広告物や緑地など、景観に関するさまざまな事柄を土地所有者等の合意によって、地域の実情に応じたきめ細かい自主的なルールとして締結する制度のこと。
-------------	---

景観地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。都市計画法で定められていた美観地区に代わって創設された。市街地の良好な景観の形成を図るために、計画認定手続により内容を確認し、必要に応じて検査や是正命令を行う。
-------------	---

景観法	景観に関する総合的な法律。都市、農村、漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上及び国民経済並びに地域社会の健全な発展に寄与することを法の目的としている。平成 16 年 6 月制定 (平成 16 年法律第 110 号)。
------------	---

形態	建築物のかたちのこと。また、組織的に組み立てられたものの、外に表れているかたちのこと。
-----------	---

化粧型枠	コンクリートなどの表面を自然石などのように仕上げるための型枠材のこと。
-------------	-------------------------------------

桁裏	橋や高架道路などの裏面のこと。
-----------	-----------------

建築協定	「建築基準法」に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、また、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意によって、建築物についての基準 (位置、構造、用途、形態、意匠等) を定める制度のこと。
-------------	---

建築附帯設備	建築物に付帯する設備全般で、バルコニーのエアコンの室外機や屋上の高架水槽、電気設備など外観に影響を与えるもののこと。
---------------	--

公開空地	民有地内で、歩行者の通行や利用を可能とした公開性のあるまとまった空地のこと。
-------------	--

光害	夜間の屋外照明などによる害の総称のこと。
-----------	----------------------

公共サイン	主に公共の案内・誘導のための標識などのこと。
--------------	------------------------

高度地区	都市計画法に基づく地域地区の一つ。市街地の環境を維持し、また土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めるもの。
-------------	---

腰壁	建築物の屋上やバルコニーなどに設ける腰の高さ程度の壁のこと。
-----------	--------------------------------

【さ行】

彩度	本書 53 ページを参照のこと。
-----------	------------------

市街化調整区域	「都市計画法」に基づく区域区分の一つ。市街化を抑制すべき区域のこと。神奈川県が定める。
----------------	---

色相	本書 53 ページを参照のこと。
-----------	------------------

修景	周囲の景観と調和するよう建築物等の外観を整えること。
-----------	----------------------------

親水空間	水との親和性がある空間のこと。水に親しめる空間のこと。
-------------	-----------------------------

スカイライン	空を背景に、山の稜線や建築物の屋根などが連続してできる輪郭線のこと。
---------------	------------------------------------

ストリートファニチャー	街路空間や広場などに置かれた、ベンチ、車止め、街路灯などの総称のこと。
--------------------	-------------------------------------

スリット	本書では、圧迫感の軽減、通風や光を取り入れるために建築物等に設ける隙間のこと。
-------------	---

【た行】	
大規模建築物等の届出	「川崎市都市景観条例」に基づき、高さ31mを超える建築物、工作物又は延べ面積が1万平方メートルを超える建築物を対象として、平成7年から開始した届出制度のこと。川崎市景観計画の策定にともない、平成20年7月に景観法に基づく届出制度へ移行。
多摩川プラン	「川崎の母なる川・多摩川」の魅力を、流域を含めた一人ひとりの市民が共有し、豊かな自然環境とあらゆる生命（いのち）が共存しうる新しいライフスタイルを創造することを目指して、市民や企業、学校などと協働で推進する具体的な取組をまとめたもの。川崎再生フロンティアプランの基本施策である「個性と魅力が輝くまちづくり」を実現するため、市民の心のふるさとと呼べる多摩川を市民共有の財産として再評価し、より豊かな河川空間の創出を目指すための計画。平成19年3月に策定。
地区計画	「都市計画法」に基づく制度の一つ。土地や建物の所有者などの住民が主役となって、話し合いを進めながら、地区の特性に合ったきめ細かなまちづくりを行うための制度のこと。
中景	地区の広がりでの景観のこと。建物は個々の建物の様子ではなく、まとまった建物郡として認識できる景観のこと。歩きながら周囲に見える連続した街なみとして見ることができる。
塔屋	建築物等の屋上に突出して設けられているエレベーター機械室・階段室・換気塔・水槽などのこと。
道路境界線	民有地等と道路のさかいを示す線のこと。
特別緑地保全地区	「都市計画法」に基づく地域地区の一つ。良好な自然環境を形成する樹林地、草地、水辺地等で、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯としての適切な位置、規模、及び形態を有する地区を保全するために定めるもの。この地区内では、建築物の建築や宅地造成、木竹の伐採は厳しく規制される。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	「都市計画法」に基づき、都市計画区域ごとに定める土地利用や都市施設、市街地開発事業、自然環境の保全などの都市計画に関する基本的な方針のこと。神奈川県が定める。
都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として、議会の議決を経て定められた「基本構想」と県が定める都市計画の「整備、開発及び保全の方針」に即して定める政策領域別計画。本市では、全体構想、区別構想及びまちづくり推進地域別構想の3層構成としており、平成19年3月に全体構想と7区の区別構想を策定した。
都市景観形成基本計画	「川崎市都市景観条例」に基づき、魅力ある川崎らしい都市景観づくりを推進するための基本的な方向を定めたもの。川崎市景観計画の策定にともない平成20年7月1日に廃止。
都市景観形成協力者表彰	「川崎市都市景観条例」に基づき、都市景観の形成に積極的に協力した市民・事業者・団体等に対し、その功績をたたえ表彰を行う制度のこと。
都市景観形成地区	都市景観の形成を図るため「川崎市都市景観条例」に基づき指定されている地区のこと。主に地域住民が景観形成を推進しようとする地区を指定。地区内の関係住民が設立する景観形成協議会と市の協議を経て景観形成の方針・基準を定める。
都市景観条例	市、市民及び事業者が協力して次代に誇れる魅力ある川崎らしさを発見、創造することを理念とし、都市景観の形成に関し必要な制度等を規定した条例。平成6年12月制定（平成6年市条例第38号）。川崎市景観計画の策定にともない、平成19年12月に一部改正。
都市景観審議会（専門部会）	「川崎市都市景観条例」に基づき、都市景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため設置しているもの。その内、専門部会は、専門的な知識をもった委員で構成される下部組織のこと。
デザイン提案制度	魅力ある景観づくりを行うため、市が建築物等の色彩デザインを、希望する企業等に、提案する制度のこと。

突出型広告物	建築物等から突出している広告物のこと。袖看板。
【な行】	
日本工業規格	工業標準化法により主務大臣が定める、鉱工業品の種類・形状・寸法・構造などに関する規格のこと。JIS。
農業振興地域整備計画	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を確保するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画のこと。
延べ面積	建築物の各階の床面積を合計した面積のこと。
【は行】	
発光型サイン	液晶ディスプレイや発光ダイオードなどの光を出すタイプの案内板のこと。
ヒューマンスケール	程良い人間的な尺度のこと。人間の感覚や行動にあった、適切な空間の規模やものの大きさのこと。
複合市街地	オフィスや店舗、住居など、さまざまな用途の建築物が立地している市街地のこと。
ポケットパーク	街かどの小さな空間となる、公園のような整備を施した休憩や語らいの場となるもの。
【ま行】	
マンセル表色系	本書53ページを参照のこと。
緑と農の三大拠点	岡上地区、黒川地区（黒川東地区及び黒川上地区）、早野地区の農業振興地域。
緑の基本計画	「都市緑地法」に基づき、市町村が策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のこと。川崎市では、緑の将来像「ひと・緑・未来かがやく都市・かわさき」を目指して、平成7年10月に策定後、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」を基本理念として、平成20年3月に改定。
明度	本書53ページを参照のこと。
【ら行】	
ランドマーク	特に際立った存在で、地域の目印になるような建築物等のこと。
緑地保全協定	緑地を保全するため所有者と協定を結ぶ制度のこと。協定地を保全するための適正な管理費用の一部として、財団法人川崎市公園緑地協会が奨励金を交付している。
臨港地区	「都市計画法」の地域地区の一つ。港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域（水域）と一体的に機能すべき陸域として定められた地区のこと。地区内では、港湾に無関係な構築物の制限や行為の届出等の規制がある。
臨海部色彩ガイドライン	川崎市を象徴する臨海部のイメージアップを目指し、色彩デザインによって、工場施設等の魅力ある景観づくりを行うための臨海部の色彩指針のこと。
臨海部整備基本計画	川崎臨海部の諸課題に対応するため、臨海部の再編整備の方向性を示した計画のこと。平成4年に策定。平成8年に策定された「川崎臨海部再編整備の基本方針」には、時代状況の変化に的確に対応するため、「臨海部整備基本計画」の見直しを行うことが示されている。
ルーバー	窓などに幅の狭い板を何枚か、縦又は横に組んで一定の間隔、角度で取り付けた装置のこと。目隠しを行うと共に、板の向きを変えて、直射日光や通風を加減することができる。

4 景観行政の歴史

資料編

資料編

	1980年 S55					1995年 H7					2000年 H12					2005年 H17														
	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
組織の変遷	●企画調整局アーバンデザイン担当配置 ●建築局に業務移管 (S 58)										●まちづくり局に「街なみデザイン課」設立					●街なみデザイン課を「景観・まちづくり支援課」に改組														
法令等制定											●都市景観条例制定 (平成 6 年 12 月公布) 【構成】・都市景観審議会 ・都市景観形成基本計画 ・都市景観形成地区制度 ・大規模建築物等の届出制度										●景観法制定 (平成 16 年 6 月公布)					●都市景観条例改正 (平成 19 年 12 月公布) 【構成】・都市景観審議会 ・景観計画関係 (景観法委任規定) ・都市景観形成地区制度 ※景観法に基づく届出制度に移行				
制度の活用	 <p>都市景観形成地区位置図</p>										●都市景観形成基本計画策定 ●大規模建築物等の届出運用開始 a たちばな通都市景観形成地区指定 b 新百合丘駅周辺都市景観形成地区指定 c 川崎駅西口大宮町都市景観形成地区指定										●景観計画策定 ●地区の一部を景観計画特定地区に移行 ●景観計画特定地区に移行 d 大山街道都市景観形成地区指定 e 武蔵小杉周辺都市景観形成地区指定 f 新百合山手都市景観形成地区指定 g 新川崎都市景観形成地区指定									
備考	●川崎市都心アーバンデザイン基本計画策定 (S 56) ●新百合丘駅周辺地区上物建設マスタープラン策定 (第1次プランS 55、第2次プランS 59)										●大規模建築物等景観形成ガイドライン策定 ●臨海部色彩ガイドライン策定 ●公共スペース景観形成ガイドライン策定										●多摩川景観形成ガイドライン策定									

景観行政の始まり

本市の景観行政は、昭和 50 年代後半の JR 川崎駅東口周辺と小田急線新百合ヶ丘駅周辺の取組みから始まりました。JR 川崎駅東口周辺では、駅前地下街の建設、駅前広場の再整備、駅東西自由通路の建設、駅前の工場移転に伴う民間再開など大規模な計画が集中しました。駅前の雑然としたイメージを払拭する好機と捉え、「都心アーバンデザイン委員会 (S 56)」を発足し景観整備の推進体制を整えました。「都心アーバンデザイン基本計画 (S 56)」を策定するとともに、公共事業を先行させ民間事業を先導することで、短期間で目標とするイメージを具体化しました。新百合ヶ丘駅周辺は昭和 49 年の駅開設に伴い本市の新都心として位置付けられ、昭和 52 年に地権者による区画整理事業が始まりました。造成、建築物の整備にあわせ、権利者の発意から良好な市街地形成の指針となる「上物建設マスタープラン (S 55)」を策定しました。当時は、全国的にも珍しい現在の地区計画制度を先取りした取組みでした。

都市景観条例制定、街なみデザイン課設立

大規模な建築物の届出や地域的な景観形成などを制度化するとともに、継続的かつ組織的な景観行政をめざし、川崎市都市景観条例 (H 6) が制定されました。この条例は都市景観形成地区における地元協議会の認定制度など、市民の手による景観づくりに重点を置いています。条例の制定を契機として街なみデザイン課 (H 7) が設立されました。都市景観審議会の発足、都市景観形成基本計画の策定など、新たな景観行政がスタートしました。拠点の顔づくりを柱とし、主要な駅周辺や臨海部等の景観形成を重点的に取組みました。新百合ヶ丘駅周辺の歩道デザインワークショップ (H 9)、等々力緑地サインワークショップ (H 10)、川崎駅西口大宮町地区デザイン会議の設置 (H 10)、臨海部では、千鳥町周辺沿道修景プラン (H 6) の策定、工場施設の壁面を利用したグラフィックデザインコンペ (H 6, 7) などを行なっています。

景観法制定

景観に対する住民意識の高まりなどから各自治体の取り組みを後押しする形で、平成 16 年に景観法が制定しました。法の活用をめざした景観行政の新たな展開に向けて検討が始まりました。

景観・まちづくり支援課スタート、景観計画策定、都市景観条例改正

平成 17 年、組織改変により景観・まちづくり支援課に課名を改めました。住民による身近な地域の景観形成にあらためて着目し、住民発意の初期期のまちづくり活動支援を行なっています。これまでモトスミ・プレーメン通り、井田みすぎ地区、大山街道 (高津区)、久保台地区、二ヶ領用水宿河原堀、月見台地区などの住民活動を支援しています。平成 19 年 12 月 19 日、景観法を効果的に活用するために必須である景観計画を策定し、あわせて都市景観条例を改正し同日付けで告示しました。

大規模建築物等の届出

条例に基づき延べ床面積 10,000 m² を超え、または高さ 31 m を超える建築物等について届出を受け、景観形成に関する助言、指導を行なっています。平成 20 年 7 月からは、景観法に基づく届出制度に移行します。

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
件数	—	101件	118件	91件	114件	130件	95件	93件	109件	121件	100件	122件	104件

色彩デザイン提案

希望する企業等に、色彩の専門家による色彩デザイン提案を行なっています。

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
件数	—	18件	18件	10件	10件	10件	5件	5件	3件	3件	3件	3件	3件

都市景観形成協力者表彰

本市の都市景観の形成に積極的に協力した企業、団体等を対象に、その功績をたたえとともに他の規範となることを期待し表彰を行なっています。

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
件数	6件	3件	2件	4件	4件	4件	5件	5件	5件	5件	3件	6件	5件

5 景観計画の策定経過

景観計画の策定経過

平成16年	6月18日	景観法制定
平成17年	6月1日 12月1日	景観法全面施行 都市景観に関する5,000人市民アンケート調査実施
平成18年	6月1日 7月5日 11月27日 12月22日	都市景観審議会専門部会（景観計画策定について検討） 都市景観審議会（景観計画策定について諮問） 都市景観審議会専門部会（景観計画素案について検討） 都市景観審議会（景観計画素案について審議）
平成19年	3月15日～4月13日 6月13日 7月24日 9月4日 11月22日 11月26日 12月13日 12月19日	景観計画素案についてパブリックコメント手続きを実施 都市景観審議会（市民意見の反映について審議） 都市計画審議会（景観計画案について諮問答申（景観法第9条第2項に基づく手続き）） 都市景観審議会（景観計画の策定について答申） 市民意見に対する市の考え方・景観計画の縦覧 市議会に都市景観条例改正案を提案 市議会において都市景観条例改正案の議決 景観計画及び改正都市景観条例を告示
平成20年	7月1日	景観計画及び改正都市景観条例を施行

川崎市都市景観審議会委員		平成18年6月～平成19年9月（敬称略）	
区分	氏名	区分	氏名
学識経験者	倉田直道（審議会会長）	市民	小西忠雄
	錦織英二郎（専門部会会長）		熊谷努
	近田玲子		深瀬武三
	菊竹雪		野中トシ子（平成19年6月30日まで）
	田邊学		中村紀美子（平成19年6月30日まで）
	小林みどり（平成19年6月30日まで）		岩瀬純己（平成19年6月30日まで）
	松下希和（平成19年7月1日から）		高橋準三（平成19年6月30日まで）
	江藤孝行（平成19年6月30日まで）		
	植木昌昭（平成19年6月30日まで）		
	青木恵美子（平成19年7月1日から）		
	金岩勇夫（平成19年7月1日から）		
	山越恭子（平成19年7月1日から）		
	作間公子（平成19年7月1日から）		
	井上竹夫（平成19年7月1日から）		
	相田真理子（平成19年7月1日から）		